

平成 2 3 年 第 1 5 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 3 年 1 2 月 9 日 (金) 開催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成23年 第15回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年12月9日(金) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (23人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
5番 三浦 猛	6番 大山 久雄
7番 山手 善美	8番 田村 博美
9番 千葉 惣永	11番 澤田 信男
13番 布谷 次郎	14番 佐々木 英政
15番 門脇 博美	17番 佐藤 孝典
18番 伊藤 長三	19番 真崎 純孝
20番 石郷岡 勇一	21番 山本 實
22番 藤村 隆清	23番 高橋 政敏
24番 鈴木 八寿男	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (4人)

10番 田村 圭紀	12番 青柳 良成
16番 倉橋 重基	25番 小松 清記

5. 遅刻委員 (3人)

2番 新山 昌樹	(9時03分到着)
8番 田村 博美	(9時03分到着)
18番 伊藤 長三	(9時18分到着)

6. 議事日程

第 1 開 会 宣 言

第 2 会 長 挨 拶

第 3 議 事 録 署 名 員 並 び に 会 議 書 記 の 指 名

第 4 会 務 諸 報 告

第 5

1. 報 告

(1) 農 地 法 第 3 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 に つ い て

(2) 農 地 の 転 用 事 実 に 関 す る 照 会 書 に つ い て

(3) 建 議 書 の 提 出 に つ い て (平 成 2 4 年 度 仙 北 市 農 業 施 策 に つ い て)

2. 議 事

(1) 議 案 第 5 3 号

農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 対 す る 可 否 決 定 に つ い て

(2) 議 案 第 5 4 号

農 地 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 対 す る 可 否 決 定 に つ い て

(3) 議 案 第 5 5 号

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 に 基 づ く 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 対 す る 意 見 決 定
に つ い て

(4) そ の 他

第 6 閉 会

7. 事 務 局 職 員

事 務 局 長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 小 木 田 満 洋

8. 書 記

主任 小木田 満 洋

9. 議事録署名員

4 番 藤 川 栄

6 番 大 山 久 雄

10. 会議の概要

議長 ただ今から平成23年第15回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
第3選挙区の委員の方々は選挙になるということで苦勞していることと思
います。改選前、最後の総会となりますが、皆さんの慎重なるご審議をよ
ろしくお願いいたします。

議長 2番委員、8番委員が到着したことをご報告いたします。

(9時03分)

議長 それでは、本日の総会への出席委員は22名。欠席委員は5名です。よ
って、本総会は定足数に達しております。

議長 次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでし
ょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に4番藤川委員、6番大山委員兩名を指名します。
会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 《会務諸報告の朗読及び説明》 (9時05分)

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知したのでご報告します。届出が2件ありました。届出者、農地の所在等は資料に記載のとおりでございます。2件共に相続による所有権の取得となっております。続きまして報告2、農地の転用事実に関する照会書について。照会が3件ありました。1件目、11月2日付けの照会で11月10日に申請代理人である〇〇土地家屋調査士立ち会いの下、藤村代理、糸井農地委員長、佐藤担当委員と事務局で現地を確認しました。申請人は〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇。登記簿地目田。面積が283㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は住宅が建っているため宅地と判断されます。地目変更の日付が昭和49年6月16日となっておりますが、昭和48年に5条転用済の土地でございます。当時の申請者が、譲渡人が〇〇さん。譲受人が土地開発公社。転用事由は〇〇川災害復旧助成事業に伴う家屋移転関係者の代替地として充当となっております。資料の2ページ目に案内図を載せています。場所は〇〇総合病院付近です。続きまして、2、3件目は関連している照会ですので一括して説明いたします。11月4日に申請代理人である〇〇土地家屋調査士立ち会いの下、藤村代理、糸井農地委員長、佐藤担当委員と事務局で現地を確認しました。2件ともに申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇と〇〇。登記簿地目が田。面積が48㎡と10.68㎡。変更後の地目が宅地となっております。地目変更の日付が昭和34年月日不詳。土地の現況は非農地と判断しました。転用許可については、発せられていません。申請地は旧〇

○町の用地買収に伴い代替地として取得された土地でございます。農地区分につきましては、都市計画区域内の第3種農地と判断されます。仮に転用の申請があった場合は許可相当となる案件でございます。よって、現状回復命令は発しない旨報告しました。土地の位置は国道○○号線の○○の道路向かいの土地でございます。申請時期がずれた理由は、元々1筆だった土地を分筆しまして、先に139-9の地目変更の申請をしたのですが、その際の現地調査で隣接地も同様に地目変更の申請をしたほうがいいのではないかという指導を行ったところ、139-10の申請があったという流れでございます。報告1、2につきましては以上です。

議長 報告3の建議書の提出については私から報告します。会務報告でもあったとおり、11月28日に私と藤村代理と糸井、山本両専門委員長の4人で市長と議長に提出してまいりました。建議書の内容につきましては、概ね理解をいただきました。これが実施できるかできないか後日回答をいただくこととなっております。以上です。

議長 それでは、議事に入ります。議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第53号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年12月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第53号について説明します。整理番号1番。農地の所在が○○。登記簿現況共に田。合計2筆の2,104㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が○○地区の○○さん48才。譲受人が同じく○○地区の○○さん46才。申請事由は譲渡人が相手方の要望。譲受人が新規就農と

なっております。受入世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事可能とのことでした。備考といたしまして、売買単価が10a当たり118,821円。総額25万円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。合計2筆の4,010㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん59才。譲受人が整理番号1番と同じく〇〇さん。申請事由は譲渡人が体調不良のため規模縮小。譲受人が新規就農ということですが、整理番号1番と2番の申請地の合計が50aを上回りますので、下限面積の要件は満たすこととなります。備考といたしまして、売買単価が10a当たり226,932円。総額91万円となっております。整理番号1番、2番ともに単価が低く設定されていますが、双方納得しての単価ということでしたので問題ないと思われま。譲受人の営農計画ですが、妻と2人で自己消費米、ハウスきのこ等を生産していく計画であるが、将来は規模を拡大したいと考えているそうです。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。合計13筆の19,629㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん79才。賃借人が同じく〇〇地区の〇〇さん46才。申請事由は賃貸人が経営移譲年金受給のため。賃借人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は6人中4人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料単価が10a当たり14千円。年額274,806円。期間が許可日より10年間となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番については9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《整理番号1番、2番について、農地法第3条調査書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番については22番藤村委員をお願いします。

22番藤村 《整理番号3番について、農地法第3条調査書に基づき現地確認報告》

議長 18番委員が到着したことをご報告します。(9時18分)

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第53号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第53号につきましては許可することに決定します。(9時19分)

議長 次に議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成23年12月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第54号について説明します。一時転用2件、永年転用2件の合計4件です。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,060㎡。一時転用の賃貸借権設定の案件でございます。土地の所有者が〇〇地区の〇〇さん外3名。事業主が〇〇株式会社。転用目的は工事用仮設通路、作業ヤードとなっております。転用理由は、〇〇線〇〇、〇〇間の線路盛土のり尻補強工事を行うため、工事車両の搬入及び資材置き場としての工事用仮設通路及び作業ヤードを設置するとなっております。転用期間は許可日より80日間。転用面積は600㎡となっております。

続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。合計5筆の面積が5,732㎡のうち3,847㎡。権利の設定は賃借権です。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん。事業主が有限会社〇〇。転用目的は砂利採取。転用事由は砂利採取事業のため一時転用したいとなっております。転用期間は許可日より12ヶ月となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が504㎡。所有権移転、永年転用の案件でございます。所有者が〇〇県の〇〇さん。事業主が社会福祉法人〇〇。転用目的は避難所。転用理由は、〇〇の入居者及び職員等の災害時の避難場所、並びに冬季の堆雪場とするため、隣接農地を購入して活用するとなっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。合計2筆の4,184㎡。所有権移転、永年転用の案件でございます。所有者が〇〇地区の〇〇さん。事業主が有限会社〇〇。転用目的は露天駐車場、養蜂箱置き場。転用理由は養蜂による蜂蜜及び蜂蜜加工品等の販売による来客者のための駐車場及び養蜂箱置き場、堆雪場として利用となっております。別冊資料を基に4件の事業計画等を説明します。整理番号1番について、1ページ目に案内図を載せています。申請地の位置につきましては図面のとおりでございます。事業計画ですが、事業費が総額2,518千円。内訳は記載のとおりでございます。資金計画については自己資金での対応。造成、盛度計画については45cmほど盛度する計画です。被害防除計画は隣接地への土砂流出を防ぐために敷鉄板により荷重分散を行い盛土を防護する計画です。農地の復元計画については、復元責任者が〇〇株式会社〇〇土木技術センター。実施期間が1月10日から3月30日。耕作者の現地確認が3月20日に予定されています。復元費用は105万円となっております。申請地については、農振農用地内

の農地です。土地改良については該当ありません。続きまして、整理番号2番。申請地の場所ですが、主要地方道〇〇線を〇〇方面へ向かい〇〇付近を右折したところですが、事業計画ですが、事業費が合計1,200万円。自己資金での対応となっております。過去の転用については完了しております。他法令については、砂利採取法の申請中でありまして、同時認可見込みということです。具体的な採取計画については記載のとおりでございます。農地の復元計画については、実施者が千秋恒産。実施期間が平成24年11月から12月末まで。耕作者の現地確認を12月31日に予定しています。復元費用は1,000万円となっております。各種図面は資料のとおりでございます。農地区分につきましては、農振農用地区域内の農地。隣接農地の所有者からは同意をいただいております。土地改良区からの同意もいただいております。続きまして整理番号3番。申請地の場所は国道46号線から341号線に入り、案内図にこまくさ苑とありますがその隣接地です。事業計画ですが、事業費が合計3,279千円。自己資金での対応となっております。他法令関係は農振除外手続き中で許可見込みとなっております。造成、盛土については10cmほど盛土する計画です。被害防除計画についてですが、隣接地は宅地なのですが、碎石を敷均し、転圧して安定させる計画です。農地区分につきましては第2種農地と判断されます。水利組合からは同意済です。続きまして、整理番号4番。申請地の場所は国道〇〇号線の〇〇がある場所の道路向かいの土地でございます。事業計画についてですが、事業費が総額175万円。借入金での対応となっております。転用事業の妨げとなる権利者関係は金融公庫と農協の抵当権がありますが、どちらも協議済です。他法令関係は農振除外の手続き中で除外見込みとなっております。申請地は国道よりかなり低くなって

いますので1.5から1.8mほど造成する計画です。農地転用を必要とする事業全体の敷地面積の必要性、数量的な根拠ですが、普通車のみならず中型、大型バスも利用できるようにということで4,000㎡の申請となっております。被害防除計画ですが、人工芝による法面保護で土砂の流出を防ぐ計画です。雨水は自然流下ということで水路に排水する計画です。各種図面は資料のとおりでございます。申請地につきましては、10ha以上の農地が連担している第1種農地と判断されます。許可の例外として、農畜産物販売施設その他地域農業の振興に資する施設に該当します。養蜂についても畜産業として区分されます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番と3番につきましては、担当の16番倉橋委員が欠席しておりますが、12月1日に現地調査を行い、転用に関しては問題無いとの報告を受けております。整理番号2番について、19番真崎委員お願いします。

19番真崎 11月30日に〇〇行政書士、事業主の〇〇恒産の〇〇代表、所有者立ち会いの下、事務局と私で現地を確認しました。現地は遺跡調査をしてからでなければ掘ることができないということです。12月12日に調査を予定していますので、その調査で問題なければ事業を開始するという計画です。田沢疏水の用水路がありますが、かなり上から引っ張ってこなければ水が来ないということで現在は減反にしています。砂利採取中に近隣の水道から汚水が出た場合は事業主が全て対応するということでした。〇〇さんという方が進入路を利用していますが、同意済です。以上です。

議長 次に、整理番号4番について、9番千葉委員お願いします。

9番千葉 〇〇土地家屋調査士と〇〇の〇〇代表立ち会いの下、事務局と私で現地を確認してまいりました。説明でもあったとおり、かなりの来客数で交通

の妨げになるとのことで今回の申請に至ったとのことでした。駐車場は当面は舗装はしない計画であると聞いております。隣接農地につきましては、譲渡人の農地であります。こちらにも影響がでないということを確認しました。水利組合等も問題無いということでした。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

4 番 藤川 砂利採取の埋め戻しについてです。仙北市外でのことですが数年前に埋め戻しをした結果カドミウムが出たという事実があります。埋め戻しをする土についても調査が必要ではないかと思えます。それと、整理番号4番の抵当権関係が協議中となっておりますが結果外せないとなった場合はどうなるのか説明をお願いします。

議 長 抵当権については、今回の収入で負債を整理するということですので、農協でも大歓迎だということでした。カドミウムについては事務局よりお願いします。

竹下補佐 県から検査するというのを聞いております。以前別の場所でカドミウムが出る場所から埋め戻すという計画があったのですが、県が採取場所を別にしたという経緯がありますので、許可基準として採取場所の土の調査もあると思えます。抵当権につきましては、協議中となっておりますが、間違いなく抹消の手続きをするということを知っておりますので問題ないと思えます。

議 長 他にありませんか。

8 番 田村 砂利採取の件ですが、今までの事業で現況に問題は無かったですか。問題があったとすれば現地調査も必要になってくると思えますが、どうですか。

議 長 許可する時点で前科があれば不許可となるようですので、今までの案件

も問題無かったため許可相当となっているはずですが。事務局からも説明をお願いします。

竹下補佐 前科があれば許可できないことになっております。それと復元工事ができなくなった場合のために、今回の案件は連帯保証人を付けている旨の書類を申請時にいただいております。事務局ではその書類を許可申請時の添付書類として受理しております。

議 長 8番田村委員、よろしいでしょうか。

8番田村 資料に掘る深さが記載されていますが、実際は計画以上に掘っているということもあったそうです。掘った深さも確認する必要があるのではないかと。

議 長 それについては、県の土木関係の方が確認することだと思いますが。

19番真崎 掘った深さ、埋め戻しの状況を確認するために、毎日現地に立ち会うことは無理です。

議 長 他にありませんか。

14番佐々木 以前私が担当した砂利採取の案件のときは、近くを通りかかったときなどは確認していましたが、県の担当の方が月2回ほど深さ等を調査していますので我々がそこまでしなくてもいいと思います。

議 長 このように意見が多数出ましたが、他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第54号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第54号については許可相当とすることに決定します。

(10時00分)

議長 次に議案第55号、農用地利用集積計画に対する意見決定を上程します。

藤原局長 議案第55号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年12月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第55号について説明します。整理番号1番、所有権設定の案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が466㎡。合計9筆の23,075㎡。この案件は11月総会にて買入協議案件として承認いただいたものです。11月17日に所有者、買受予定者、関係機関が出席し買入協議を行いました。結果、農業公社を通し3名の認定農業者が取得することになりました。備考欄に記載しておりますが、取得するのは〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。内訳は〇〇さんが〇〇地区の5筆で合計4,133㎡。〇〇さんが〇〇地区の1筆で8,341㎡。〇〇さんが〇〇地区と〇〇地区の合計3筆で10,601㎡です。資金計画ですが、〇〇さんはJAのプロパー資金を利用した取得。〇〇さんと〇〇さんは公社分割型10年を活用した取得となっております。各圃場の単価は、〇〇地区の畑が10a当たり30万円。田が10a当たり50万円。〇〇地区の田が10a当たり60万円。こちらは基盤整備済の圃場です。〇〇地区が10a当たり35万円。こちらは圃場の条件が悪いためこのような単価となっております。続きまして整理番号2番以降、利用権設定の案件ですが、再設定の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第55号については適正と認めることにご異議
ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第55号については、適正と認めるこ
とに決定します。 (10時04分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。次に各推薦委員からの報告があり
ましたらお願いします。共済組合からありますか。

5番三浦 水稲共済から被害申告に基づく損害評価額が決定したのでご報告します。
角館地区が被害面積750.8a。支払共済金が1,419,708円。
田沢湖地区が被害戸数15戸の被害面積が3,352.7a。支払共済金
が2,197,112円。西木地区が15戸の被害面積が1,311.7
a。共済支払金が2,024,424円です。共済全体では188戸の2
2,967.9a。共済支払金が30,337,461円です。以上です。

議 長 ありがとうございます。このことについて何かご質問等ございませ
んか。

11番澤田 大豆共済の方はどうなっていますか。

5番三浦 大豆共済につきましては、全相殺方式で収量が確定してから、実際は3
月の支払になります。半相殺と1筆方式につきましても現在評価中で結果
がまだ出ておりませんが、年内支払の予定です。水稲共済については12
月16日に支払うことになっております。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 次に、農協からの報告はありますか。

20番石郷岡 米の追加払いについては、理事会でも色々話が出まして、500円だったり800円だったりとなかなか皆様の要望どおりにならなかったことをお詫び申し上げます。こちらとしては赤字を100円出せば1億円の赤字になってしまうということで慎重に審議しております。できればもう少し上げられるように努力しますのでよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。このことについてご質問等ございませんか。

18番伊藤 現在、米価格は1俵当たりどれくらいですか。

20番石郷岡 12,000円に500円と800円の追加払いをしていますので、現在13,300円です。

議 長 他にありませんか。

2番新山 農協の口座に何かしらのお金が振り込まれる際に、振込後に通知が届くが振込前に通知を出すことはできないのか。

20番石郷岡 その都度通知を出すには経費がかかってしまうので、月1回の通知になってしまいますので、振込後の通知になる場合もあります。経費を削減しないと皆さんに支払うお金が少なくなってしまいますのでご了承のほどお願いします。

議 長 他にありませんか。

3番糸井 あまりにも米価が下がると農家がやっていけないというのが現実です。その中で、農協の指導体制がおかしいのではないかと考えております。色々な品種を指導されていますが、特に今年はゆめおばこを植えた場合、なかなか1等にならないという結果が出ました。そうであれば秋田こまちを植えるように指導したほうがいいのではないかとと思いますが、このことについて理事会に反映していただきたいと思います。

議 長 これについては私も同感です。他にありませんか。

11番澤田 度々追加払いをするということは、今年度の米価の情勢が把握できていなかったということですか。

20番石郷岡 米の担当の常務が情勢を見まして米価を決定します。理事会で農家が追加払い等で振り回されているというような発言もありましたが、農協でも赤字を出してはならないという状況で米価を決めているのが現状です。また、来年の秋までしっかりと米を確保し、業者が米が欲しいというときにきっちり出せるということを前提にしています。今の値段で売り切るというスタイルを取ることができないのでご了承願います。

議長 そのとおりだと思います。赤字を出して皆さんにその分を返還してくださいというやり方はしたくないし、農協も農家も事情があると思いますが、あまりリスクを負わないやり方だと思います。土地改良区からの報告はありませんか。

18番伊藤 仙北市の5カ所の土地改良区を、平成25年に向けて合併するという計画ができあがってきました。それぞれの地域に今後情報が流れていくと思いますのでご報告します。以上です。

議長 ありがとうございます。このことについてご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは協議に入ります。

小木田主任 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の配布、回収方法の変更点についてです。平成22年までは、12月末に農業集落推進員へ転作の助成金通知と一緒に配布し、推進員より各農家へ配布、回収をお願いしておりましたが、平成23年より農家戸別所得補償制度が本実施された事により、東北農政局より直接農家へ助成金通知が郵送される事となりました。また、選挙人名簿登載申請書には、個人情報が入っていますので

管理が重要となります。以上のことより今回から各対象世帯へ直接郵送、回収を行う事としました。参考までに大仙市、横手市は直接送付、美郷町も来年から同じような方法で送付、回収を行う予定とのことでした。以上です。

議長 このことについて、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成23年第15回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時33分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 1月 5日

議長 羽川正幸

署名員 4番 藤川 栄

署名員 6番 大山久雄